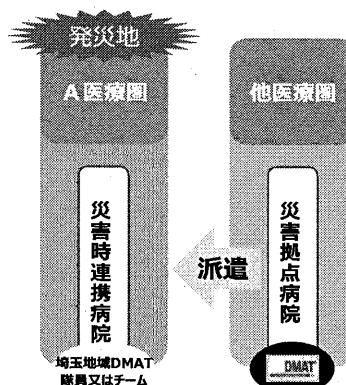


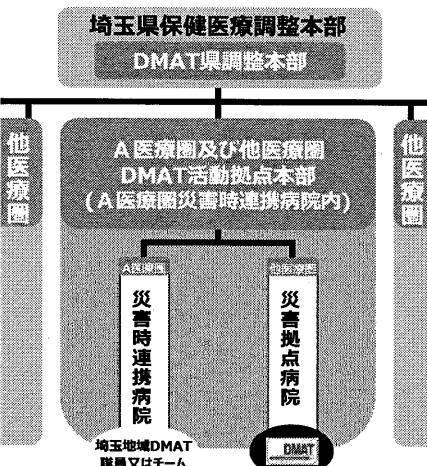
災害時連携病院及び埼玉地域DMATについて

1 災害拠点病院のない二次保健医療圏(秩父)

【発災直後】

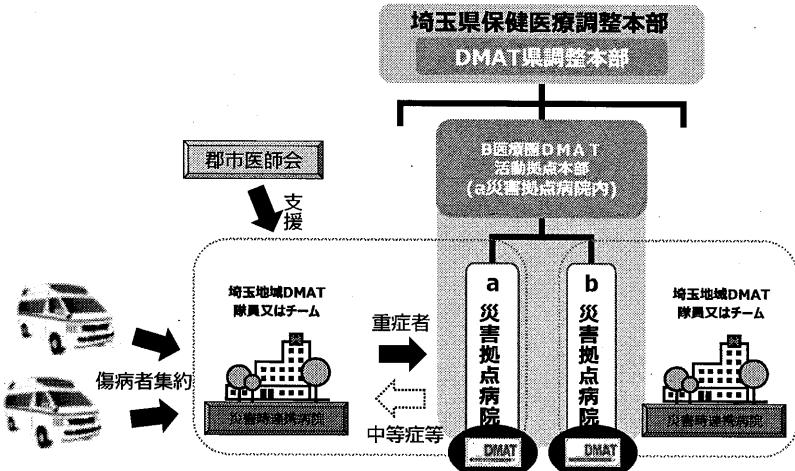


【DMAT活動拠点本部設置】



- 大規模災害発生(他県支援なし)時に、災害拠点病院がない地域における重症患者の受入拠点の一つとなる。
- 埼玉地域DMAT隊員又はチームが在籍し、DMATの組織や活動を理解。
- 他医療圏からの埼玉DMAT到着まで、活動拠点本部の設置準備を行う。
- DMAT活動拠点本部設置後は、他医療圏の災害拠点病院と連携し災害対応に当たる。
- 地域における役割分担は地域災害保健医療調整会議で検討。
- チームがある場合、災害発生時は県内に限り派遣・活動ができる。
- 以上の役割に応じた研修・訓練を実施。

2 災害拠点病院のある二次保健医療圏



- 災害拠点病院と連携し、中等症患者及び容態の安定した重症者を受け入れる。
- 埼玉地域DMAT隊員又はチームが在籍し、DMATの組織や活動を理解。
- 地域における役割分担は地域災害保健医療調整会議で検討。
- チームがある場合、災害発生時は県内に限り派遣・活動できる。
- 以上の役割に応じた研修・訓練を実施。

3 指定の流れ

- ① 指定を希望する者は、知事に対し書面をもって申請する。
- ② 医療整備課は、「2 指定要件」に照らした審査をするとともに、地域災害保健医療調整会議に意見照会する。調整会議は協議を行い、医療整備課に意見を提出する。
- ③ 知事は、②の意見を付し、県地域保健医療計画推進協議会救急医療部会災害時医療WGに諮問する。
- ④ 知事は、③の諮問結果を踏まえ指定を行う。

